

広島市競輪運営委員会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市競輪運営委員会規則第9条に基づき、広島市競輪運営委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する事項については、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときはこれを非公開とする。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) その他委員会において公にすることが不適当と認める情報

(会議開催の周知)

第3条 広島市経済観光局競輪事務局（以下「事務局」という。）は、委員会を開催するに当たって、委員会の日時、場所等必要事項を記載した開催案内を作成し、委員会を開催する日の概ね1週間前までに、これを次の方法により委員会を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) 事務局窓口への備え付け
- (2) 広島市公文書館の所定の場所への掲示
- (3) 広島市ホームページへの掲載

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、20名とする。ただし、委員会の会場に応じて、適宜定員を調整するものとする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の申し込みの受付は、委員会の当日、委員会開始の60分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 飲食又は喫煙しないこと
- (4) 委員会の開催中に携帯電話等の無線機を使用しないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、委員会の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該委員会を中止する等の措置を講ずることができる。

(委員会の要旨の作成及び閲覧)

第9条 事務局は、次に掲げる事項を記載した委員会の要旨（又は会議録）を速やかに作成するものとする。

- (1) 委員会名
 - (2) 開催日時・場所
 - (3) 出席委員氏名
 - (4) 議題
 - (5) 傍聴人の数
 - (6) 資料名
 - (7) 委員会の要旨
- 2 事務局は、作成した委員会の要旨の内容に正確を期するため、委員長の確認を得るものとする。
- 3 事務局は、作成した委員会の要旨を、事務局窓口及び広島市公文書館の所定の場所に備え置き、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附則

この要領は、平成25年10月9日から施行する。